

# 入 札 説 明 書

<入札事項名>

霧島アートの森くん蒸消毒及び衛生害虫防除・駆除業務委託

〒899-6201

鹿児島県始良郡湧水町木場 6340-220

公益財団法人鹿児島県文化振興財団

鹿児島県霧島アートの森

電話番号 0995-74-5945

E-mail [press@open-air-museum.org](mailto:press@open-air-museum.org)

<https://www.open-air-museum.org/>

# 入札説明書

霧島アートの森くん蒸消毒及び衛生害虫防除・駆除業務委託に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 入札公告日 令和7年1月7日（火）
- 2 入札執行者 公益財団法人鹿児島県文化振興財団  
鹿児島県霧島アートの森 総務課長 跡上 竜郎
- 3 契約担当課 〒899-6201  
鹿児島県始良郡湧水町木場 6340-220  
公益財団法人鹿児島県文化振興財団  
鹿児島県霧島アートの森総務課  
電話番号 0995-74-5945  
FAX番号 0995-78-2545  
E-mail [press@open-air-museum.org](mailto:press@open-air-museum.org)  
[https:// www.open-air-museum.org/](https://www.open-air-museum.org/)

## 4 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称  
霧島アートの森くん蒸消毒及び衛生害虫防除・駆除業務委託
- (2) 調達をする役務の特質等  
入札説明書のとおり
- (3) 委託場所  
鹿児島県霧島アートの森
- (4) 履行期間  
令和7年2月26日（水）から令和7年3月1日（土）まで

## 5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 美術館、博物館、資料館等の文化財関連施設において燻蒸消毒業務の実績があること。
- (3) 美術館、博物館、資料館等の文化財関連施設の燻蒸消毒作業に3年以上従事した実績と経験を持ち、一般毒物劇物取扱者、文化財虫菌害防除作業主任者、特定化学物質等取扱作業主任者の資格を有している者を配置できること。また、3年以上の燻蒸業務経験者を配置予定作業員の半数以上で配置できること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

## 6 入札参加資格の確認に関する事項

上記5の資格を有することを確認するため、入札参加資格確認申請書及び確認資料並びに

- 110円切手を貼付した返信用封筒（定型長3）を提出すること。

- (1) 受付期間 令和7年1月7日(火)から令和7年1月21日(火)までのそれぞれの日(休館日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 受付場所 前記3に同じ。
- (3) 確認する資料  
ア 美術館、博物館、資料館等の文化財関連施設において、過去3年間以上燻蒸消毒業務に従事したことを証する書類  
イ 一般毒物劇物取扱者、文化財虫菌害防除作業主任者、特定化学物質等取扱作業主任者の資格の写し
- (4) 入札参加資格確認申請書に係る結果通知は、令和7年1月28日(火)までに入札参加資格確認通知書により通知する。

## 7 入札説明会

入札説明会は行わない。

## 8 入札説明書等に対する質疑応答及び閲覧

入札説明書等に対する質問は、文書により次の受付場所に持参し、またはメールにより行うものとする。

また、質問に対する回答は、回答書を作成し閲覧により行うものとする。

- (1) 受付場所 前記3に同じ(霧島アートの森のホームページに掲載する。)
- (2) 受付期限 令和7年1月21日(火) 午後5時まで
- (3) 閲覧場所 前記3に同じ。
- (4) 閲覧期間 令和7年1月21日(火)から令和7年1月28日(火)までのそれぞれの日(休館日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。なお、ホームページの閲覧は、上記の期間中終日行うことができる。

## 9 入札書の記載

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 代理人による入札を行う場合は、別途委任状を提出すること。

## 10 入札

- (1) 入札の日時及び場所  
日 時 令和7年2月4日(火) 午後1時30分  
場 所 鹿児島県霧島アートの森多目的室
- (2) 郵送、電報又は電送による入札は認めない。

## 11 最低制限価格

設定しない。

## 12 入札保証金

契約しようとする総価額の100分の5以上の金額(現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実に認める金融機関が振出し若しくは支払保証した小切手、契約担当者が確実に認める金融機関が引受け、又は保証し若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも

可)を入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

- (1) 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に財団を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- (2) 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体等とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

### 13 契約保証金

免除する。

### 14 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

### 15 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低価格となる参考総価比較額をもって申し込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者、又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじをひかせるものとする。
- (3) 契約は、入札書に記載されている基本料金の単価及び使用電力量料金の単価等の金額で行うものとする。

### 16 落札者がいない場合の処置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、郵便又は信書便入札を含む場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

### 17 支払条件

- (1) 発注者の検収後、落札者の定める任意の様式による請求書により、発注者に請求するも

のとする。

- (2) 発注者は、(1)の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならないものとする。

#### 18 契約書作成

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して5日以内に契約の案を提出しなければならない。
- (2) 落札者が前項の期間内に契約の案を提出しないときは、その落札は効力を失う。

#### 19 異議の申立て

入札した者は、入札後、入札説明書、仕様書、契約書式等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### 20 その他

- (1) 入札参加者は、一般競争入札公告及び仕様書を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (2) 契約書、仕様書は次の機関で配布するものとする。  
前記3に同じ
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (4) その他詳細不明な点については、  
公益財団法人鹿児島県文化振興財団  
鹿児島県霧島アートの森総務課(電話番号 0995-74-5945)に照会すること。